

大洗町職員採用試験のお知らせ

採用区分及び採用予定人数

- ◆事務 1名程度 ◆保健師 1名程度
- ◆管理栄養士 1名程度

受験資格

- ◆共通：地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しないこと
- ◆事務：平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- ◆保健師
 - ・保健師の資格を有する人(令和4年3月31日までに資格取得見込み含む)
 - ・昭和56年4月2日以降に生まれた人
- ◆管理栄養士
 - ・保健師の資格を有する人(令和4年3月31日までに資格取得見込み含む)
 - ・昭和56年4月2日以降に生まれた人

第一次試験(統一教養試験)日程等

日 程：9月19日(日)

会 場：トヨペット スマイルホール 大洗(大洗文化センター)

受付期間 7月1日(木)～8月2日(月)

※その他受験資格及び受験手続、提出書類等は、大洗町ホームページをご覧ください。

採 用 日 令和4年4月1日付

問 合 せ 総務課(内線231)

茨城県看護協会「まちの保健室」

～看護職が健康に関する相談を無料でお受けします～

妊娠出産・こころと身体の健康・介護など、お気軽にご相談ください。

日 時 毎週水曜日・木曜日 9:30～16:30
(祭日・8/13～8/15・年末年始は除く)

相 談 員 保健師・看護師等

相 談 方 法 面談相談・電話相談のいずれも可能(面談の場合は予約要)。秘密は守ります。

場 所 茨城県保健衛生会館1階(茨城県看護協会)

予 約・相 談 電 話 ☎ 090-2236-7374(通話料はご負担ください。)

問 合 せ 公益社団法人 茨城県看護協会 ☎ 221-6900

町営住宅入居者募集

住宅名	部屋番号	建設年度	構造規模	家賃月額	備考
前原	A棟103号	S54	和室6帖×2 洋室4.5帖・DK	10,900円～ 29,000円	
	D棟101号	S56		11,200円～ 29,600円	
東浜	A棟102号	S61	和室6帖×2 洋室6帖・DK	13,700円～ 36,300円	
二葉	A棟201号	H15	和室6帖・洋室4.5帖 LDK	19,800円～ 52,500円	
	B棟107号		和室6帖・洋室6帖・ K	14,300円～ 37,900円	
二葉緑	B棟103号	H24	和室6帖・洋室7帖 LDK	一律 62,400円	特 公 賃
	B棟107号				
	B棟104号				
	B棟106号				
	B棟302号				

※二葉住宅、二葉緑住宅は、污水处理料2,750円/月が加算されます。

※駐車場を利用する方は、別途2,600円/台が加算されます。

※家賃については、所得額により変わります。(特公賃は除く)

申込案内配布開始 7月19日(月)

受付期間 8月2日(月)～8月20日(金)(土・日・祝日除く)

※特公賃については、募集住宅が無くなり次第終了。

受付場所 大洗町役場 都市建設課(応募書類は都市建設課にてお渡しするか、ご連絡いただければ郵送いたします。大洗町ホームページにてダウンロードも可能。)
ご不明な点についてはお電話にてお問合せください。

入居資格 (①～⑥すべてに該当する事)

① 次のいずれかに該当する方

- ・町内に勤務場所がある方 ・県内に住所を有する方
- ・町に本籍を有する方
- ・町に親族(血族、姻族三親等内)が住所を有している方
- ・町に以前住所を有していた方

②同居親族又は同居しようとする親族があること

※二葉住宅 B107号を除く

③現在住宅に困っている方 ※特公賃を除く

④県税・市町村税を完納していること

⑤本人及び同居親族、もしくは同居しようとする親族が暴力団員等でないこと

⑥世帯の収入の合計が基準内であること

※収入基準の額は、政令月収158,000円以下です。(特公賃に関しては、158,000円以上487,000円以下)

※政令月収は、次の計算で求めることができます。

(世帯の年間所得額-同居及び別居扶養人数×380,000円-特別控除額)÷12カ月

※裁量階層(60歳以上のみの世帯、60歳以上と18歳未満のみの世帯、小学校就学前の各同居世帯、障害者等)の収入基準額は、政令月収で214,000円以下です。

入居予定時期 9月21日(火)

選考方法 書類審査後、町営住宅入居者選考委員会の審査にて入居資格者を決定します。(定数を上回る場合は抽選となります。)*特公賃については先着で申込書類を提出された方が優先)

問 合 せ 都市建設課 建築営繕係 ☎ 267-5156(直通)

HP <http://town.oarai.lg.jp>

一般財団法人 茨城県住宅管理センター 市町営住宅課

☎ 297-8360

預けて安心!

法務局における自筆証書遺言書保管制度

昨年7月10日から法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされております。

本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管していただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

詳しい手続は、水戸地方法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>)をご覧ください。

問 合 せ 水戸地方法務局 供託課 ☎ 227-9917

(平日:8:30～17:15)